

AEDの取り扱い(H30年度版)

注)古い説明書は捨て、これを見やすい所に掲示しておいて下さい。

河原自治会では、自治会員の不測の事態に備え、AEDを設置しております。

F 河原自治会AED管理、運用

1、導入機種: フィリップス社製ハートスタートHS1

2、設置年月日: H22年8月21日

3、設置場所: 自治会館玄関左側 住所:大井町金子726
玄関左側下駄箱内に、収納箱にて保管(扉ガラスにAEDステッカー貼り)

4、使用目的: 救急救命の現場において、心肺蘇生法が必要な心臓状態の患者(反応が無く、自発呼吸が無く、脈が触知出来ない)に対して徐細動を行うものである。

5、使用の対象: 基本的には、河原自治会の住民に対して使用

6、管理責任者: 河原防災環境部会長: 武井治雄(第三自治会)

7、緊急対応処置

ー1、倒れた人を発見したら、肩を叩き、声を掛けて、意識が有るかを確認。

ー2、呼びかけに反応しない、息をしていないなら、大きな声で助けを呼び

①119番に電話を依頼 * 場所を明確に伝える。

②AEDを持ってきてもらう→連絡先は下記8項参照

ー3、心肺蘇生法を実施

* 一連の流れは、別紙による。

AEDはガイダンスに基づき、誰でも使用出来、直面した貴方が主役です。
迅速な心肺蘇生法の実施、AEDの使用が、命を救える可能性が有ります。

ー4、連絡の義務(事後で結構)

AEDを使用した際は、必ず管理責任者に報告願います。

8、必要時連絡先:自治会館鍵保管者 * 年度毎に確実に引き継ぎ

第一:自治会長 高田 幹雄

第二:自治会長 堀越 貴勝

第三:自治会長 岩見 一正

第四:自治会長 児玉 守弘

自治会館 館長 山崎 忠雄

* 各自治会の組長、他、皆様の援助を得る。